

《県基準》
私立専修学校の設置等の認可に関する審査基準

(趣旨)

第1条 私立専修学校（以下「専修学校」という。）の設置及び専修学校の課程の設置並びに専修学校の目的変更の認可等については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この基準の定めるところによる。

(目的)

第2条 専修学校は、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的として、広く一般に公開して教育がなされるものでなければならない。

(名称)

第3条 専修学校の名称は、設置する分野及び課程にふさわしい名称とし、かつ、学校教育法第1条に規定する学校の名称及びこれに類似する名称並びに県内の既存の学校と同一又は紛らわしい名称を用いてはならない。

2 専門課程を置く専修学校は、原則として専門学校と称すること。

(設置者)

第4条 専修学校の設置者は、学校法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、財団法人、社団法人、その他公益法人及び個人とし、専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有するとともに、経済的基盤及び社会的信望を有していなければならない。

2 専修学校の設置者の住所及び事務所は、原則として県内に定めるものとする。

(位置及び環境)

第5条 専修学校の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

(開設の時期)

第6条 専修学校の開設の時期は、原則として4月1日とする。

(総定員)

第7条 専修学校の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の総定員は、設置する課程の分野ごとに常時40人以上でなければならない。ただし、昼間夜間の両方を設置しようとする場合は、それぞれ40人以上でなければならない。

2 前項の総定員は、安定した経営が維持できるものであり、かつ、定員の充足について確実な見込みがあるものでなければならない。

(施設及び設備)

第8条 専修学校の施設のうち校地は、校舎等建物敷地、その他目的に応じて必要な施設

《県基準》

の用地を確保するのに必要な面積でなければならない。

- 2 専修学校の施設のうち校舎は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
 - (1) 校舎は、目的、生徒等の数又は課程に応じて教室、教員室、事務室等を備え、かつ、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）に定める面積以上であること。
 - (2) 校舎には、前号の施設のほか、おおむね図書室、保健室、教員研究室、講堂、自習室等の施設の備えがあること。
 - (3) 講義を主とする教室の1室当たりの面積は、同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡以上であること。
 - (4) 教育条件等向上のためにやむを得ず分教室を設置する場合は、本校舎から徒歩で10分以内の場所に位置し、本校との一体性が確保されていること。
- 3 専修学校の設備は、目的、生徒等の数又は課程に応じて必要な種類及び数の機械、器具、図書のほか、机、椅子その他の教具及び校具等を備えなければならない。

（教職員）

- 第9条 専修学校の校長は、学校教育法第9条に定める欠格条項に該当せず、かつ、教育に関する見識及び経験を有している者でなければならない。この場合、教育、学術又は文化に関する業務に5年以上の経験を有するものとする。
- 2 専修学校の校長は、原則として専任でなければならない。
 - 3 専修学校の教員は、学校教育法第9条に定める欠格条項に該当せず、かつ、設置基準第41条から第43条に定める教員の資格を有する者（学校教育法施行規則第185条に規定する助手は含まない。）でなければならない。
 - 4 専修学校の教員については、設置基準に定める教員数を置かなければならない。
 - 5 事務職員は、専修学校の規模に応じて原則として1人以上置くものとする。
 - 6 専修学校は、健康管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を原則として1人以上置くものとする。

（運営）

- 第10条 専修学校の運営については、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
- (1) 課程ごとの入学資格を設け、修業年限は学科ごとに1年以上とすること。
 - (2) 高等課程及び一般課程にあつては、学科ごとに1年間の授業時数が800単位時間以上であること。ただし、夜間等学科については、1年間の授業時数は450単位時間を下らない範囲で修業年限に応じて減ずるものとするが、この場合、修業年限を1年半又は2年とし、合計授業時数が800単位時間以上になるものとする。
 - (3) 高等課程及び一般課程にあつては、授業時数の1単位時間は、50分を原則とすること。ただし、教育上支障のない場合は、45分とすることができる。
 - (4) 専門課程にあつては、学科（通信制の学科を除く。）ごとに当該学科の修業年限の年

《県基準》

数にわたる単位数が、31単位に当該年数に相当する数を乗じて得た単位数以上となる授業科目及び各授業科目の単位数であること。ただし、夜間等学科については、17単位に当該年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が31単位を下回る場合にあっては、31単位）以上となるものとする。

- (5) 学科ごとに開設する授業科目が適当であり、専門課程の授業科目の開設にあたっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に努めなければならない。
- (6) 一の授業科目について同時に授業を行う生徒等の数は、40人以下を原則とする。ただし、他の法令等に規定のある場合又は教育上の必要その他特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。また、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒等を合わせて授業を行うことができるものとする。
- (7) 卒業証書には、当該卒業生の終了した課程、学科の名称及び修業年限等を明記すること。

- (8) 学校保健安全計画が作成され、生徒等の健康診断、健康相談及び教職員の健康診断等が行われること。

2 専修学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金その他の確実な収入をもって充てるものとし、毎年度の収支の均衡が保たれるもので、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 申請時において、開設年度の経常経費のおおむね4分の1以上に相当する額の自己資金を有すること。
- (2) 経営が営利的に行われるものでなく、会計処理が適正に行われること。
- (3) 生徒納付金の総額は、年間経常経費の1.5倍相当額の範囲内とすること。
- (4) 学校教育以外の事業を行う場合には、経理の区分はもとより、経営の形態についても区分して行われるものであること。

(資産)

第11条 専修学校の設置者は、専修学校を運営するために、次に掲げる資産を有しなければならない。

- (1) 施設のうち校地は、原則として自己所有でなければならない。ただし、設置者が所有することが困難であり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められるときで、次の各号に掲げる場合にあっては、この限りでない。
 - ア 国又は地方公共団体から借用する場合であり、所有権を移転することが困難であるとき。
 - イ 国又は地方公共団体以外の者から校地を借用する場合で、特別な事情があり、かつ借用期間が20年以上の公正証書による賃借契約が締結され、永続的かつ安定的な利用が可能であるとき。
- (2) 前号の校地の借用については、借地権が登記されることを条件とする。ただし、国又は地方公共団体から借用する場合は、借地権の登記は要さない。
- (3) 施設のうち校舎は、原則として自己所有でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認められるときで、次の各号に掲げる場合にあつ

《県基準》

ては、この限りでない。

ア 国又は地方公共団体から借用する場合であり、所有権を移転することが困難であるとき。

イ 基準面積に相当する部分以外の校舎であるとき。

(4) 設備は、原則として自己所有でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(負債)

第12条 専修学校の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適切かつ確実なものと認められるものに限り、資産総額の3分の1以内において認めるものとする。

2 前項の負債は、日本私学振興・共済事業団、銀行、信用金庫又は知事が別に定める金融機関からの借入金によるものでなければならない。

3 前2項の規定は、専修学校の設置後においても遵守するものとする。

(資産の内容)

第13条 専修学校の資産は、前条の借入金に係る担保とされているものを除き、負担の付いてあるものであってはならない。

(区分所有)

第14条 建物を区分所有して専修学校の校舎として使用することは、原則として認めない。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合で、次の各号のいずれにも該当するものは、この限りでない。

(1) 専修学校として使用する部分の位置及び環境が、教育上、保健衛生上及び防災上適切であること。

(2) 専修学校として使用する部分が階全体であり、複数の階にまたがる場合は連続した階であること。

(3) 専修学校の専用となる出入口及び通路が確保されており、他の部分と明確に区分されていること。

(附帯事業)

第15条 専修学校の附帯事業は、次の各号にいずれも該当するものでなければならない。

(1) 専修学校本来の教育に支障を来さないこと。

(2) 専修学校の目的に照らして相当であること。

(3) 修業年限が1カ月以上12カ月以下であること。

(4) 学則に明示し、入学案内、修了証書等においても附帯事業である旨を明示すること。

(5) 附帯事業の収入が、専修学校本来の経常的経費の2分の1以内であること。

(既設校等の適正管理)

《県基準》

第16条 既設の専修学校等（学校教育法第1条に規定する学校及び各種学校を含む。以下「既設校」という。）の設置者による専修学校の設置及び専修学校の課程の設置並びに専修学校の目的変更の認可等については、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 設置経費の財源として、既設校の生徒納付金から繰り入れる場合には、既設校の維持経営に支障を来さない範囲内とすること。
- (2) 既設校の在籍生徒数が原則として収容定員を著しく超過していないこと。
- (3) 既設校の在籍生徒数が原則として収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。
- (4) 既設校のための負債について、第12条に掲げるもののほか、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。
- (5) 次の各事項について、既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無

ウ 日本私学振興・共済事業団からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払を含む。）

又は公租・公課（社団法人徳島県私立学校退職金社団の掛金を含む。）の納付の状況

2 専修学校の設置者及び専修学校を設置しようとする者が学校教育以外の事業を行っている場合には、当該事業のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていなければならない。

（計画書の提出）

第17条 専修学校を設置しようとする者及び専修学校の課程を設置しようとする者は、専修学校開設予定年度又は課程設置予定年度の前々年度の9月30日までに、専修学校設置計画書又は専修学校課程設置計画書を知事に提出するものとする。

（認可申請）

第18条 専修学校設置認可申請書及び専修学校課程設置認可申請書の提出は、前条の計画書の承認に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

2 専修学校目的変更認可申請書の提出は、申請の内容が関係法令及びこの基準の規定に適合していると認められたとき、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

（生徒等の募集）

第19条 前条の申請に基づく認可前の生徒等の募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第17条に定める計画の承認を受けていること。
- (2) 前条の認可申請書を提出していること。

《県基準》

- (3) 校舎等の建設工事が進行しており、開設予定年度の開校が確実に認められること。
- 2 前項ただし書の場合においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 募集要項には、「開校予定」又は「認可申請中」と明示すること。
- (2) 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。
- (3) 入学案内及び募集広告は、入学希望者に誤解を与えることのない内容とすること。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この基準は、令和5年11月15日から施行する。

(認可の申請に係る審査に関する経過措置)

第2条 第9条第4項の改正規定の経過措置として、令和6年度までに行おうとする専修学校の設置の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

(教員に関する経過措置)

第3条 令和5年4月1日現在で設置されている専修学校に対する第9条第4項の改正規定の適用については、なお従前の例によることができる。

ただし、令和7年度以降に行おうとする高等課程、専門課程若しくは一般課程の設置若しくは専修学校の目的の変更の認可の申請又は学科の設置に係る学則の変更若しくは分校の設置の届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る専修学校については、改正後の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第10条第1項第2号から第4号までの規定は、令和8年4月1日以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、同日前に専修学校の専門課程に入学した者については、なお従前の例による。